

## 連合愛媛 第37回地方委員会を開催 2024春季生活闘争方針を決める!

16,000円/月以上引き上げ



66円/時給以上引き上げ  
(パートタイマー等)

2月22日(木)に愛媛県労働会館において「第37回地方委員会」を開催しました。構成組織からは37名の地方委員が参加しました。また、ご来賓として、各事業団と友好政党、役員OBなど10名に参加をいただき、激励のメッセージをいただきました。

はじめに、菊川会長より、「2024春季生活闘争は、産業・企業、経済・社会の活力の原動力となる『人への投資』を起点として、ステージを変え、経済の好循環を実現しなければならない。構成組織の労使による真摯な交渉を踏まえ、賃上げ・諸労働条件の向上・政策・制度の実現にむけた取り組みを強化し、強い発信力を保持しながら、私たちの想いを世論へ訴えていこう」と挨拶されました。

その後、中間活動報告(2023年10月～2024年1月)と連合愛媛の「2024春季生活闘争取り組み方針」①賃上げ要求額16,000円以上、②パート労働者等の時給66円以上の引き上げ、③パートナーシップ構築宣言や労働環境整備の取り組みなどを提起し、満場一致で確認しました。最後に菊川会長の「団結ガンパロー三唱」で地方委員会を閉会しました。

地方委員会終了後には、連合アクション全国統一行動の取り組みとして、世論喚起を含め街宣活動を行いました。

### 具体的賃金要求について

#### 賃上げ要求の取り組み

- 1) 月例賃金の引上げに拘り、継続した「人への投資」に加え、物価高騰による生活への影響を鑑み、昨年を上回る賃上げにより「底上げ」と「底支え」「格差是正」に取り組む。
- 2) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分と、中小地場企業が経済変化に応じて価格転嫁しやすい環境づくりに取り組む。
- 3) 労働組合の立場からも「パートナーシップ構築宣言」のさらなる拡大と実効性強化に取り組む。
- 4) 近年の大幅な地域別最低賃金(産業別最低賃金)の引上げを考慮し、企業内最低賃金協定を締結している組織は、優位性を十分に確保する水準への引き上げと賃金カーブの是正に取り組む。

底上げ	賃上げ <b>16,000円以上</b> を要求額とする。 時給 <b>66円以上</b> (パートタイマー等) の引き上げを求める。【要求額の根拠】参照											
格差是正	【目標水準】 ☆企業規模間格差是正に向けた目標水準 (全産業中位:円)											
	<table border="1"> <tr> <th>20歳</th> <th>25歳</th> <th>30歳</th> <th>35歳</th> <th>40歳</th> <th>45歳</th> </tr> <tr> <td>182,900</td> <td>205,900</td> <td>238,900</td> <td>269,900</td> <td>290,000</td> <td>294,600</td> </tr> </table>	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	182,900	205,900	238,900	269,900	290,000
20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳							
182,900	205,900	238,900	269,900	290,000	294,600							
底支え	【最低到達水準】 ☆連合愛媛地域ミニマム (昨年と300人未満第1十分位比較:円)											
	<table border="1"> <tr> <th>20歳</th> <th>25歳</th> <th>30歳</th> <th>35歳</th> <th>40歳</th> <th>45歳</th> </tr> <tr> <td>165,500</td> <td>180,800</td> <td>201,800</td> <td>204,100</td> <td>221,800</td> <td>234,600</td> </tr> </table> <p>この水準を下回る組合は、計画的な是正をはかることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• すべての労働者の生活の安心・安定と公正基準を担保するため、その産業にふさわしい水準で<b>企業内最低賃金の協定化(締結拡大、水準の引き上げ、適用労働者の拡大)</b>に取り組む。</li> <li>• 企業内最低賃金が、愛媛県最低賃金または特定(産業別)最低賃金との比較において優位性が低下傾向にある組合は、更なる引き上げに取り組む。<b>引き上げ後の協定額が、産業別最低賃金の金額改正に強く寄与し、県内他産業へも波及すること</b>を踏まえる。</li> </ul>	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	165,500	180,800	201,800	204,100	221,800
20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳							
165,500	180,800	201,800	204,100	221,800	234,600							

#### 【要求額の根拠】

- **賃上げ16,000円以上**は、連合愛媛で実態調査し推計した、中小地場労働者1歳1年間平均差額**5,100円**に、中小地場平均賃金額277,571円の3%である賃金改善分**8,400円**と格差是正分**2,500円(※1)**を加えたものである。

※1: 2,500円は、大手平均額284,346円と中小地場平均額277,571円を比較し中長期的に改善する額。  
(284,346円 - 277,571円 = 6,775円 を約3年で格差改善)

- **時給66円以上**(パートタイマー等)は、賃金改善分**8,400円**に格差是正分**2,500円**を加えて**時給換算(※2)**した額。

※2: 賃金構造基本統計調査(厚生労働省2022)所定内労働時間数全国平均の165時間を使用。  
(8,400円 + 2,500円 = 10,900円 → ÷ 165時間)

## 2024春季生活闘争総決起集会に500名が集まる!

3月2日(土)、松山市駅前坊っちゃん広場において「2024春季生活闘争総決起集会」を開催しました。

冒頭、菊川会長より、「コロナ禍を乗り越えて、春季生活闘争を未来へ進む足がかりとするため、『未来づくり春闘』を掲げ、この数年取り組んできた。一つひとつの組合が『人への投資』と月例賃金にこだわった懸命な交渉に取り組んだ結果、昨年の春闘ではかつてない成果が報告され、日本社会のステージを変えるターニングポイントとすることができた。

しかしながら、その結果は、産業ごと、企業規模によってばらつきがあったことも事実であり、いまだ実質賃金の改善には至っていない。経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へと、新たなステージを歩むことができるのか。今年の春闘にかかっている。

“みんなで賃上げ”の実現に向けては、『価格転嫁』『価格交渉』『環境整備』がポイントで、昨年の11月末に政府が取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を活用し、大手企業は能動的な価格転嫁の努力を!中小企業は遠慮せずに価格交渉を!そして、政府や地方行政は、その環境整備に力を入れてほしいと思う。『モノやサービスは安ければ安いほどよい』ではなく、働きの価値に見合った適正な価格が大事であり、このことを、企業はもちろん、私たちを含む多くの生活者に、周知啓発していくことが重要であり、地方版政労使会議の場で、指針の周知と賃上げの必要性について、共通認識の醸成を後押ししていきたい」と挨拶されました。

次に、白石事務局長より、2024春闘方針および情勢報告がされた後、「2024春季生活闘争総決起集会アピール(案)」と「3.8国際女性デーアピール(案)」がそれぞれ採択され、最後に曾我副会長の団結ガンパロー三唱で集会を終了しました。



Action36!の街頭行動をする竹簡副会長



3.8国際女性デーの街頭行動をする三浦女性委員長

## 全国一斉集中労働相談ダイヤルを実施

～ STOP雇用不安! みんなの力で  
職場を改善しませんか～

2月6日(火)、7日(水)

連合は、日常的にフリーダイヤルによる「なんでも労働相談ダイヤル」を行っていますが、年3回(2・6・12月)に統一テーマを掲げて全国一斉集中労働相談ダイヤルを実施しています。

今回行われた労働相談ダイヤルは、労働契約の更新期を迎える年度末に向けて雇用不安が懸念されることから、「STOP雇用不安! みんなの力で職場を改善しませんか」を統一テーマに2月6日(火)、7日(水)に労働相談ダイヤルを実施しました。

相談については、連合愛媛事務局および各地協役員が対応を行い、様々な相談が寄せられアドバイスを行いました。



協会けんぽ愛媛支部の加入者・事業主の皆さまへ

### 協会けんぽ愛媛支部の保険料率が**変更**となります

健康保険料率	給与・賞与の <b>10.01%</b> 令和6年2月分(3月納付分)まで	➔	給与・賞与の <b>10.03%</b> 令和6年3月分(4月納付分)から
介護保険料率	給与・賞与の <b>1.82%</b> 令和6年2月分(3月納付分)まで	➔	給与・賞与の <b>1.60%</b> 令和6年3月分(4月納付分)から

### ☑ 皆さまの取組みにより、健康保険料率は変わります!

協会けんぽでは、「特定健診等の実施率」等5つの評価指標において **上位15位以内**に入るとインセンティブが与えられ **健康保険料率の引き下げ**につながる制度を導入しています!

詳しくはこちら

